発行所 北津軽郡五所川原町 五所川原町役場 電話（二八番・三二八番・三二九番）
発行兼編集人 庶務課 廣報係
印刷所 陸奥印刷株式会社

我が町の人口

（二月一日現在）
人口 一二、七四四
世帯数 二、五八二

昭和二十七年度産米早期供出完納者を表彰

当町の昭和二十七年度産米供出割当一一、二四七石に対し昨年十一月十九日一七石二八升を超過して町完納になりましたことは、皆様の御努力の賜と深く感謝して居ります。

供米の早期完納は供米制度始つてから初めてであります。就てはこれを記念するため来る二月廿三日役場会議室に於て町長より年内迄に三十俵以上完納者八十九名に対して、感謝状並記念品を、三十俵以下完納者に対して記念品を贈る予定となつて居ります。何卒今後共御協力下さるよう御願いします。

大町納税貯蓄組合設立さる

納税貯蓄組合法に基き今般大町では二月十一日午后七時より川要宴会場において納税貯蓄組合設立総会を開催、税務署、県税事務所、役場、青銀支店から関係職員臨席し、組合員六十一名より設立され、組合長、副組合長を左の如く決定した。

組合長 伊藤金作
副組合長 金川勝三
〃 石井柾次郎

町議会の動き（一月中）

町議会事務局

臨時町議会（一月十九日・二十日）

△寄附採納の件 可決
書籍（古本）弐拾冊 田町 石岡マサ
書籍（古本）七拾四冊 大町 小関てるよ
公民館備付として寄附する

△五所川原町手数料条例中改正条例の件 可決
臨時運転許可証手数料一件五十円

△五所川原町報酬額及費用弁償額並その給与方法条例中改正条例の件 可決

町議会議長 月額 二、九〇〇円
副議長 〃 二、六〇〇円
議員 〃 二、三〇〇円
教育委員会委員 一、七〇〇円
以下略

△特別職の職員の給料に関する条例中改正条例の件 可決
町長 三五、〇〇〇円
助役 三二、〇〇〇円
収入役 二八、〇〇〇円
評価員 二三、〇〇〇円

△五所川原町職員の給与に関する条例中改正条例の件 可決

△五所川原町公民館設置條例中改正條例の件 可決

△昭和二十七年度五所川原町歳入歳出追加更正予算の件 可決
既決予算額 四六、四二〇、〇七四円
追加更正予算額 六二、二〇〇円
合計 四六、四八二、二七四円

△昭和二十七年度町特別会計都市計画事業費歳入歳出追加更正予算の件 可決

△昭和二十七年度町特別会計水道費歳入歳出追加更正予算の件 可決

△昭和二十七年度町特別会計国民健康保険事業費（事業勘定）歳入歳出追加更正予算の件 可決

△昭和二十七年度町特別会計国民健康保険事業費（直診診療施設勘定）歳入歳出追加更正予算の件 可決

以上

恐ろしい豚コレラ発生について

新聞、ラジオで報導されているように、中郡、南郡方面に豚コレラが非常に流行しております。甚だ傳染力の強い病氣で、死亡率も一〇〇%に近いものでありますから、特に次の事項に御注意下さい。

一、早期発見に努め疑わしい豚はすぐ獣医師に診断すること。
二、豚舎に他人を入れないこと。
三、二月二十日より三日間予防注射を行いますから、豚の飼養者は必ず予防注射を受けましょう。

お願い　冬季間の火災予防に御協力下さい

連日の降雪に雪の捨場のない狀態です。各家庭でも雪の始末にお困りの事でしょうが、此の場合火事でも発生致したら大変な事になりますので、消防署では町内の皆様方の御協力を得まして、冬期間の災難を未然に防止致したいと思います。

一、雪路は廣く踏み堅めて自動車ポンプの走行に支障のない様に致しましょう。
二、防火線、貯水槽、水道消火栓への雪投をせざると共に除雪に御協力をお願い致します。
三、煙突の掃除、火焚場の火元は充分に御注意下さい。
四、家の周圍は雪のためいづれのお宅でも出入口一ケ所しかないのは火災発生の場合に非常に危險な事になりますので（人命にかゝわる）非常口を必ず設けること。
五、ストーブ、コタツには充分注意すること。
六、各家庭では必ずバケツに水を一杯満して常置すること。
七、火災発生の場合は電話六八番へ早期通報する事を常に心得置くこと。

消防本部
消防署
消防團

「御代官役所の井戸」

福士貞蔵

我が五所川原は泥炭層に成立つている町である関係上、何所に井戸を堀つても金氣が強く、水道布設前は町民が飲用水に惱んだもので、衛生上は勿論、町発展上にも一大支障であつた。唯一つ女子部の井戸のみは申分のない清い水で、手桶一杯何銭と賣つて歩く人もあつて、大抵の家では之を求めてお茶の湯を沸かしたもので、酒屋の水も之を使用したものであつた。女子部の敷地は旧藩時代に於ける御代官役所跡で、此の井戸は其の記念物である。

御代官役所は天和元年（二百七十二年前）の創設で、丁度地方事務所に警察、裁判所を併合した様な性質の物であつた。創設当時は五所川原新田十五ケ村と、永岡、姥萢、一野坪、石畑、太刀打、沖飯詰は其の管轄区域であつたが、貞享四年からは廣田廿八ケ村の行政事務を司る役所となり、明治三年廢止となつた。

ネズミとりコンクール　抽籤発表さる

昨年十二月十五日より今年一月二十八日にかけて、縣下一齊ねずみとりコンクールを実施したところ縣下全部で四万四千八百七十四のネズミを退治した。

当町も皆様の御協力によりまして二百余匹のネズミを持つて来て頂きましたことを厚く御禮申上げます。抽籤会の結果、別表の通り当選番号が発表されました。

今後とも我々に害を与えるネズミを各家庭で出來るだけ多く是非退治される様御協力下さい。

……ネズミとりコンクール当選番号表……

等級・賞品	当選番号	
一等　自転車又はラジヲ（五球スーパー）	33234	
二等　服地一着分（男物又は女物）	06355	
	34352	
三等　茶タンス又はテーブル	33802	
	06772	
	32445	
四等　皮靴	24067	
	50583	
	06581	
	57230	
五等　タオル一本	下三桁	下四桁
	325	9596
	347	4706
	583	5096
	958	下五桁
	289	54710
	932	32148
	501	
	126	

賞品は各保健所にて授與式終了後役場より当選者に交付の予定

公民館行事予定（二月中）

二十日 考古学研究会（慶安時代の各村勢） 午后七時
書道研究会 午后六時
廿二日 演劇研究会 午后七時
日曜学校 午前九時（願昌寺）
廿三日 民謡大会 昼夜
廿四日 国連会、青年團役員会
廿五日 スクエア講習会 午后七時
廿六日 音楽研究会 午后七時
廿七日 書道研究会 午后六時
廿八日 詩話会 午后七時

＝（文学関係図書貸出中）＝

告知板

水道給水のお知らせ

一月初旬以来より水道水に沈澱物が混入致して町民の皆さんに甚だ御迷惑をお掛けした事は何共お申訳ないと存じて居ります。

其れは一月の最渇水期に際しても出來る丈長時間に渉る給水をする予定で下平井町の井戸水による水源と飯詰の水源と交互に給水をして居りますが、操作に際して水圧の均衡がとれなかつたため、鉄管内の沈澱物の移動により一時御迷惑をお掛けしたような始末で、其の後暫時旧態に復しつつあります。

それについて月一回保健所に於て水の細菌検査を行つて居りますが、格別衛生上には差支ありませんが四月頃の出水期を見計つて鉄管内の沈澱物の掃除を致して今後斯の如き時態の起らざる様万全の対策を構ずる考いで居りますから何卒御了承願います。

主食配給の知らせ

主食の配給制度が改正になり、二、五、八月及び十一月に於て整理を行いもし未受配の方は『打切辞退』として棚上げになりますから、出來るだけその月分は月末迄に受配して下さい。又他の市町村へ轉出される方は、転入地では翌月分より配給を受けられませんから御注意下さい。

廿八年度給与所得者の町民税申告について

本年一月一日現在で五所川原町に住所を有し、各事業所、事務所、官公署に勤務して居る給与所得者につき、二月十日遅くも二十日迄に本人に申告書を提出させ、給与支拂報告書を調製の上至急提出願います。尚源泉徴收票は申告書に添付すべきものですから、未交付の場合は作成の上必らず申告書に添付して提出せらるるよう御指示願います。

申告用紙は役場税務課にあります。

償却資産の申告

再び営業者の皆様へ

償却資産（商ばい道具）の申告方については、本紙前月号でお願い致しましたが、申告の遅れている方は二月末日までに必らず申告して下さい、そして皆様と共に行うところの固定資産の價格の決定に協力して下さい。

道路くじ

道路くじの抽せんの結果は町報にて度々発表した通りであるが、奨金支拂について、四等以下を役場で支拂して居りますが未だ賞金を受取らない人が大分あるようです。たとい拾円でも、当せん者はお早く役場庶務課までお出で下さい。三月十日以後は青森、弘前の勧業銀行でなければ引換出來なくなります。期間内に至急引換されるようお願いします。

人事異動

一月九日付
書記 齊藤義吉
町立病院事務長心得兼務を命ずる
書記 福井彦左衛門
町立病院事務長代理を解く

一月十六日付
小田桐久江
臨時雇を命ずる
庶務課戸籍係勤務を命ずる

一月十日付
佐々木喜郎
主事補を命ずる
公民館職員に任命する

二月十日付
竹林賢一
臨時雇を命ずる
教育委員会事務局勤務を命ずる

町公営住宅 第一種拾戸 第二種五戸 入居者決る
…十七日住宅引渡完了

一月十三日より十九日まで住宅入居希望者を募集の処、第一種住宅には六十名、第二種住宅には八十三名の申込がありました。これが入居者決定については選考委員会において慎重調査選考の上、第一種住宅入居者十名を十一日の委員会に於いて決定し、第二種住宅入居者については選考の結果三十二名の適格者を選びこれが抽籤会を十六日午前十時より役場会議室において行い、五名の住宅入居者を決定しました。住宅の引渡しは十七日各々完了せり。

老令元軍人に特別給与金支給

この度老令元軍人に対し、特別給与金が支給される予定となりましたから、明治二十六年一月一日以前に出生し、昭和二十七年十二月一日現在生存しているもので、左記対象者は至急役場迄お問合せ下さい。

一、普通恩給又は妻に支給される扶助料（但し公務傷病又は公務死亡によつて支給される普通の恩給又は扶助料を除く）に関する恩給証書又は扶助料証書を受けた者

二、終戦後の軍人恩給停止の措置によつてその恩給が支給されなくなつた者

但し前記各号に該当するものは支給の対象とはならない。

（1）昭和二十七年十二月一日現在普通恩給を受けている者

（2）昭和二十七年十二月一日現在恩給法の適用を受ける公務員として在職している者

（3）三年の禁固以上の刑に処せられたことのある者又は恩給法特例（昭和二十一年勅令第六十八号）第八号の規定によりその恩給を受ける権利を失つたもの

（4）未亡人については、夫の死亡後再婚したことのある者若しくは亡夫の遺族以外の者の養子となつたことのある者

なお申込期日は昭和二十七年十二月一日から昭和二十八年二月二十八日までであつて支給金額は一人当り金二千円である。

町長選挙のために 新しい選擧人名簿調製
該当者は申告しましょう

來る四月上旬町長の任期満了による一般選挙が行はれますが、昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿に登載されていない人でその後新しく有権者となつた人や、基本選挙人名簿に脱落してある人の爲めに補充選挙人名簿をこしらいて、一人洩れなく投票して頂きますから、左記に該当する人は、三月廿五日から全二十八日迄の四日間に選挙管理委員会に申請して下さい。

申請用紙は委員会で準備してありますから、印鑑持参の上御申込み下さい。

記

一、昭和八年三月廿五日以前に生れた満二十才以上の男女

二、昭和二十八年三月廿五日までに当町に居住すること満三ケ月以上経過してある人

三、基本選挙人名簿に脱落してある人

但し左記の人は当委員会で、申請すべき人であることがわかつて居りますから、必ず右期間中に当委員会に御出下さい。

新町	荒谷光雄
〃	荒谷せつ
柳町	天童文子
〃	三浦十五子
〃	黒瀧良宏
元町	山上淳
布屋町	小野栄吉
〃	小野きせ
〃	小野栄一
〃	大宮林太郁
彌生町	大宮れい
〃	角田ヒサ
上平井町	柴谷柾五郎
〃	柴谷ヤヱ
〃	雇地節
〃	織田信成
〃	織田エサ子
下平井町	一戸英一
〃	泉昭二
旭町	其田勘藏
敷島町	本田兼爾
〃	関根孝
〃	関根千浪
〃	宍戸昭一
新宮町	岩谷長作

この度調製する補充選挙人名簿に登載するためには、本人の申請によることになつて居ますから、申請しない限り有権者であつても名簿に登載されません。従つて投票出來ぬことになりますから、該当者は右手続をおこたらぬよう呉れ呉れもお願ひいたします。

この選挙は『公明選挙』から更に進んで『賢明選挙』にいたしましょう

選挙管理委員会

公・共・職・業・安・定・所・便・り

一、新規学校卒業者の雇用促進

五所川原在住者で、就職を希望するものは、中卒三十名、高校卒百名でありますが、求人数は現在のところ僅かに中卒十六名、高校卒十七名で、その大部分は将來において失業者となる恐れがありますから、事業主の皆様、どうぞ新規学校卒業者を失業の苦しみからお救い下さるよう雇入れに御協力願います。

二、補導所入所生募集

職業経験のない方や、今春学校を卒業なさる方々で、職業の知識技能を得たいと思ふ方は、只今県内各地で次のとおり補導所入所生を募集致しております。補導所入所生の就職率は一〇〇％です。

弘前…機械、木工、建築、補導所 〆切日二月末日、一般及学卒

青森…建築、自動車修理、洋服洋裁（女のみ）補導所 〆切日二月末日、一般及学卒

八戸…タイピスト、補導所（但八戸在住可能者）〆切日二月末日、一般及学卒

三、日雇労働者の雇入れについて

現在当所には日雇労働を希望している者が相当ありますので、工場、事業場は勿論、一般家庭におかれましても除雪等で労働者を必要とする場合はどうぞ安定所を御利用下さい。

街の篤志家
旧正月扶助者に愛の贈物

一、干うどん（五束宛）九二世帯分　田町　鹿内藤太郎

一金壹千円也　龍泉寺修証義講（昨年度分より）

一金参千円也　龍泉寺修証義講（本年度分より）　代表　一戸正繁

修行者　一戸正繁　岩川キミ　一戸イヨ　葛西キヨ　下山やね　齊藤たか　葛西スヱ　川村タカ

一金貳千七百七拾円也　大町募金委員　代表　原潜龍

一金壹千円也　大町　古川篤三郎

一金壹千五百拾五円五拾銭　五所川原町民生委員会

一、タオル百七十本　五所川原町婦人会　代表　永澤松枝

右義損金については、民生委員会にて協議の結果、生活扶助家庭九十二戸三百三十九名へ旧正月見舞として化粧石鹸三百七十九ケを購入して、二月十二日町役場にて交付せり、尚婦人会寄贈のタオル百七十本も同時に交付しました。

またこれとともに寄附者の絶大なる御厚情と民生委員各位の御協力に対しては、深く感謝致します

納税貯蓄組合を早く作りましょう

農家の皆さんにお知らせ

去る一月二十四日から米穀の特別集荷（自由集荷）が行われております。賣渡し又は賣渡の委託をするときは『特別集荷業者』の指定を受けているものに限ります。

供米の未完納農家は完納するまで賣渡をすることはできません。

住民登録届

届出の種類	転入	転居	変更
届出原因（どうしたとき届出るか）	他市町村から五所川原町へあらたに住所を定めたとき（こしてきたとき）	五所川原町内で住所を変更したとき	住民票の記載事項に変更を生じた場合 例（世帯主の変更同一の住所で世帯を分けた場合）
届出期間（いつまでに届出るのか）	住所を定めた日から十四日内	新住所を定めた日から十四日内	変更を生じた日から十四日内
届出義務者（誰が届出るのか）	一、世帯主　二、世帯管理者　三、事件本人 （註）○届出は原則として世帯主がする事になつている ○世帯主が届出することが出來ないときは、これに代つて世帯を管理するものが届出る ○右によることが出來ないときは本人は届出る		
届出先	五所川原町長（住民登録係で扱います）		
事件本人（だれのことか）	新に住所を定めたもの	住所変更者	住民票の記載事項変更者
備考	右届出用紙は役場に備いてありますから世帯主の印鑑をもつて來て下さい		

（当月中）

出生　33件

死亡　13件

△出生

長内柾太郎	三男	敏比古	柳町
須藤力太郎	二女	弘子	幾島町
澁谷清藏	長男	政則	川端町
工藤勝正	長男	正明	元町
川村惠作	長男	清喜	下平井町
松本勇市	長女	慶子	上平井町
山谷隆	長男	隆光	旭町
中村吉三郎	長女	桂子	川端町
下山元晟	長女	由紀子	田町
成田竹四郎	長男	勝藏	中平井町
須藤福造	五女	けゑ子	錦町
境孝	長女	信子	柏原町
成田良藏	長女	佳栄子	錦町
鶴谷芳松	四男	洋次	中平井町
木村喜一	七男	義信	田町
奈良清藏	長女	秀	敷島町
間山武治	長女	桂	大町
葛西曠	長女	悦子	岩木町
小田桐喜代志	五女	祀子	栄町
千葉留四郎	二女	京子	下平井町
後藤福十郎	二男	富男	錦町
和田昭一	長男	政司	敷島町
平川重喜	二男	剛次	川端町
鎌田嘉兵衛	二女	幸惠	上平井町
福士作之亟	三女	とよ子	本町
工藤富美雄	三女	友子	田町
新岡泰幸	長男	幸俊	新町
杉山道栄	長男	忠司	下平井町
楢崎文三郎	三女	己知子	上平井町
荒谷藤四郎	二女	友美	元町
三上麟六	長男	雅人	末廣町
澁谷光雄	長女	晴子	田町
外崎義雄	長女	和子	川端町

▲死亡

山谷隆 長男	光（〇）	旭町
工藤	りゑ（八一）	中平井町
杉野	喜作（八三）	元町
鶴谷	仁太郎（七九）	上平井町
金澤	定次郎（六六）	川端町
三上	與次郎（六五）	中平井町
齊藤	ツヤ（四八）	下平井町
成田與作 妻	ソンコ（四九）	敷島町
三上三郎 妻	キミヨ（三三）	栄町
半澤	隆治（六五）	新町
加藤	忠司（六六）	敷島町
德田	チヱ（二一）	柳町
木野	識雄（六四）	東町